

名家連ニュース

令和6年4月17日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.993号

念願の鉄道運賃割引制度が大きく動きました。前号のJRグループが発表した公式文書の中で「第1種」「第2種」の区分がよくわからないと言った声が寄せられました。



「第1種」「第2種」という区分？

障害者手帳では障害種別と等級の他に、主にJR運賃の割引を受ける際に必要になる「第1種」と「第2種」という区分があります。身体障害者手帳、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」という欄に記載されています。しかし、精神障害者保健福祉手帳にはこういった区分はありません。

JR運賃の割引に関しては、第1種の障害者は介護者とともに5割の割引を受けることができますが、第2種の障害者の場合、片道が100kmを超える区間を単独で乗車する場合のみでしか割引を受ける事が出来ません。



《割引が適用される条件》

普通乗車券：第1種障害者が単独または介護者と乗車する場合、第2種障害者が単独で乗車する場合

定期乗車券：第1種障害者または12才未満の第2種障害者が介護者とともに乗車する場合

普通回数乗車券：第1種障害者が介護者とともに乗車する場合

急行券（特別特急券除く）：第1種障害者が介護者とともに普通急行列車に乗車する場合

障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道が100キロメートルをこえる区間に限られています。

※新幹線の場合はチケットの構成が「乗車券+特急券」になっていますので、乗車券は割引が適用されますが特急券は割引の対象になりません。

身体障害者と知的障害者の「第1種」「第2種」の区分内容

《身体障害者（身体障害者手帳）》

視覚障害	第1種：1～3級、4級の1	第2種：4級の2～3、5～6級
聴覚障害	第1種：2～3級	第2種：4級、6級
平衡機能障害	第1種：なし	2種：3級、5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第1種：なし	第2種：3～4級
肢体不自由（上肢）	第1種：1級、2級の1～2	第2種：2級の3、2級の4、3級～6級
肢体不自由（下肢）	第1種：1～2級、3級の1	第2種：3級の2～3、4～6級
肢体不自由（体幹）	第1種：1～3級	第2種：5級
脳性まひ（上肢機能）、脳性まひ（移動機能）、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、小腸）、		

内部障害（ぼうこう、直腸）、内部障害（肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）の方も同様に第1種、第2種に区分されています。

《知的障害者（療育手帳）》

第1種 ・ 知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活において常時介護を要する程度の方
・ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下で、日常生活において常時介護を要する程度の方

第2種 ・ 上記第1種以外の方。

※療育手帳では重度判定で第1種、その他の場合は第2種に区分されます。

※療育手帳の等級表記は地域で違います。（A1、A2、B1、B2、1度、2度、3度等）

《精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）》

精神障害者保健福祉手帳では、「第1種」「第2種」という区分はありませんでしたが、JRグループの公式文書では『JR運賃の割引を受ける場合、精神保健福祉手帳に手帳に「1種」「2種」の記載があるもの』となっており、※「今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です」と記載されています。



家族会や当事者の方から、今回の成果を大きく評価する声とともに、今年手帳更新を済ませた（精神は2年に一度更新）ばかり、2種では殆ど割引制度が使えない…区分の基準や手帳記載方法はなるのですか？

本人が社会的手続きができないので困っている。「第1種」「第2種」の記載を実施時期（2025年4月1日）までに完了できるどうか不安です。「何故そんな複雑な区分を設けるのですか、何のために？」等々、率直な不安や疑問の声が寄せられています。

区分の基準も定かでない「1種」「2種」の導入に批判的な声や現在の手帳でいいのではないかという声が挙がる理由を要約すると、

（1）航空運賃の場合も「1種」「2種」の区分があったが、精神障害者も対象になった際には、3障害とも手帳所持者に簡素化して実施された。

（2）大手私鉄でいち早く精神障害者の運賃割引を導入した西鉄では「1種」「2種」の区分はせずに「手帳所持者」を対象としてきた。

（3）地方鉄道やバスの運賃も「区分」はなく「手帳」で等しく割引を受けられた。



◆ 他障害者団体と力を合わせ/「区分」廃止・「100キロ」制限の撤廃！ ◆

—（今後の運動の構想に役立つための「事例案」 2024.4 作成：名家連事務局）—

他障害者団体との共同行動が必要であり、中央・地方で「話し合いの場」を模索する。

例：中央はJDF、地方は愛知県ADF、大阪府ODFなど障害者団体加盟の組織が存在。

（1）「1種」「2種」の区分を廃止し、「全手帳所持者」に5割の運賃割引を適用する。

（2）「日常生活で利用できる制度」とするため、「100キロ制限」を撤廃する。

衆参の国会議員団への要請、国・JRへの要請、地方管区の行政評価局及び運輸局への「斡旋申請」、国会（請願）・地方議会（意見書採択）要請や中央・地方でのロビー活動&アピール集会、マスコミ対策などを真摯に話し合うことが「肝要」かと思われます。